

3 市内施設における観光クーポン券等の取り扱い開始について

宮沢賢治記念館をはじめとする市内の展示見学施設において、観光業者等のいわゆる観光クーポン券等による入館を可能とし、料金をまとめて後納することができるようにします。観光クーポン券を使える業者は、旅行業法に定める「旅行業」「旅行業者代理業」で事前に市と契約を結んだ業者です。また、この契約をした場合、入館者数に応じて観光業者等には手数料を支払うこととします。

観光業者等の利便性を図ることにより、市内の展示見学施設への一層の誘客を図ろうとするものです。

■取り扱い開始

平成28年7月から（契約日から）

■取り扱い施設（11施設）

宮沢賢治記念館

宮沢賢治童話村

花巻市博物館

花巻新渡戸記念館

萬鉄五郎記念美術館

高村光太郎記念館

花巻市総合文化財センター

大迫郷土文化保存伝習館

南部杜氏伝承館

石鳥谷歴史民俗資料館

石鳥谷農業伝承館

<担当 生涯学習部 生涯学習課 24-2111 内線417>